

会 長	局 長	次 長	係 長	係

令和 1 年 9 月 2 5 日

奄美市農業委員会

第 9 回定例総会議事録

署名委員 濱手 薫

署名委員 土浜 良二

奄美市農業委員会第9回定例総会議事録

1. 招集日時 令和1年9月25日(水) 午前9時30分～

2. 招集場所 市役所6階 会議室

3. 出席委員

番号	氏名	番号	氏名
1	岸田 国広	9	栄 和正
2	中棚昭三十	10	泉 智宜
3	肥後 安美	11	中山 芳一
4	榮 清安	12	寺師 清満
5	南 和利	13	吉 卓男
6	西 盛満	14	濱手 薫
7	前山 重一郎	15	土浜 良二
8	前田 孝徳	16	野崎 清志

4. 欠席委員

なし

5. 議事に参与した者

事務局長 用稲 工巳 事務局次長 池 秀平
住用分室長 原 俊三 笠利分室長 竹田 勇人

6. 報告事項

・10月定例総会日程について

7. 議事日程

- (1) 会議録署名委員の指名について
- (2) 会期の決定について
- (3) 議案について

議案第50号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第51号 農地法第4条の規定による許可申請について

- 議案第52号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第53号 非農地認定についての決定について
議案第54号 名瀬地域農用地利用集積計画(利用権設定)の
決定について
議案第55号 笠利地域農用地利用集積計画(利用権設定)の
合意解約の決定について
議案第56号 笠利地域農用地利用集積計画(利用権設定)の
決定について

(4) その他

議長

(吉 会長)

ただいまの出席委員は16人であります。総会は成立いたしました。
これから、令和元年第9回定例総会を開会いたします。
それでは、議事日程に入ります

日程第1

会議録署名委員の指名を行います。

本総会の会議録署名委員には、14番 濱手 委員と、15番 土浜 委員
のお二人を指名いたします。

日程第2

会期の決定を議題といたします。

本日の総会は日程通知のとおり議案第50号から議案第56号までの7件
を予定いたしております。

お諮りいたします。

会期は本日1日にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本総会の日程は1日と決定いたしました。

本日の議案日程はあらかじめお配りしてありますとおりを予定としており
ます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

日程第3

議案第50号農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といた
します。

それでは事務局に議案の朗読と説明を求めます。

事務局	<p>(用稲局長)</p> <p>(事務局の朗読及び説明)</p> <p>NO. 37につきましては贈与による所有権の移転でございます。 受人は名瀬で渡し人は大阪府具木田市にお住まいの方になります。 土地の所在は名瀬の小湊の4筆で面積が3608㎡でございます。 取得後は4ページにありますように野菜等を栽培する予定です。</p> <p>NO. 38につきましては贈与による所有権の移転でございます。 受人は名瀬平松の方で渡し人は兵庫県伊丹市にお住まいの方になります。 土地の所在は名瀬西仲勝の1筆762㎡でございます。 取得後は15ページにありますようにさとうきび栽培する予定です。</p> <p>NO. 39につきましては売買による所有権の移転でございます。 受人は笠利の方で渡し人は鹿児島市にお住まいの方になります。 土地の所在は笠利町和野の14筆5415㎡でございます。 取得後は27ページにありますようにさとうきび栽培する予定です。 以上3件でございます。</p> <p>農地法第3条第2項の各号該当しないため、許可要件のすべて満たしていると考えます。</p>
議長	<p>(吉会長)</p> <p>それでは、本案に対する担当調査委員による調査意見の報告を求めます。 順次譲受人、譲渡人、土地の順にそれぞれ報告を求めます。</p>
14番	<p>(濱手委員)</p> <p>NO. 37の譲受人に9月22日午後1時30分頃直接自宅へ伺い話をお聞きしました。譲渡人は実のお姉さんで大阪に住んでおり、この畑の管理もできないので畑を贈与したいとの事で、その手続きの一つに農業委員会への書類を提出したとの事でした。譲り受けた後は友達で農業をしたいという方もおられるので、この畑は十分活用していけるとの事でした。本人もいたって元気で農業について意欲的です。問題はないと思います。以上報告します。</p>
事務局	<p>(用稲局長)</p> <p>NO. 37について、9月20日15時50分に譲渡人に電話にて確認しま</p>

	<p>した。</p> <p>受人とは姉妹ということで贈与に至っております。</p> <p>譲渡人の住所の確認、移転する土地の所在等を確認し、申請書の内容は間違いないとの事で確認いたしました。</p>
1 番	<p>(岸田委員)</p> <p>NO. 37について、9月24日、午前8時10分に受人のお宅で面談後、本人同行のもと現地確認を致しました。</p> <p>受人は現在、自己所有の畑でオクラ等の野菜を栽培していて、本申請の畑でも荒らす事なく耕作するという事ですので問題ないと思います。</p> <p>農地法第3条の調査書、第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号については、別紙のとおりでありますのでご報告いたします。</p>
6 番	<p>(西委員)</p> <p>NO. 38について、9月23日月曜日午後6時10分頃受人に事務所で聞き取り調査をしました。渡し人とは父親時代からのつきあいで、知り合いという事で贈与してもらいますという事です。</p> <p>受人は龍郷でも土地を借りて、基盤整備の最中で近いうちにサトウキビを植えますという事です。申請地にはサトウキビ又は野菜を植えたいという事です。地番面積等も間違いありませんという事です。以上です</p>
事務局	<p>(用稲局長)</p> <p>9月25日9時46分に兵庫県にお住まいの譲渡人に電話にて確認しました。</p> <p>譲渡人の住所の確認、移転する土地の所在等を確認し、申請書の内容は間違いないとの事で確認いたしました。</p>
1 4 番	<p>(濱手委員)</p> <p>NO. 38の土地についての調査報告をします。</p> <p>9月21日午後1時頃現地を確認いたしました。</p> <p>以前は鬱蒼としていて、大きな木も生えて林のようでしたが、今回は大きな木も伐採してあり、きれいな土地になっていました。木の根っこは10本程度残っていましたが、十分畑として利用できるようになっていました。</p> <p>農地法第3条の調査書、第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号については、別紙のとおりでありますのでご報告いたします。</p>

10番	<p>(泉委員)</p> <p>NO.39について受人と土地の調査報告を致します。</p> <p>9月23日8時27分に、受人と申請内容についてお話しを聞き、内容についても間違いはないという事でございます。</p> <p>その後、土地に詳しい受人の叔父さんにあたる方と、受人と一緒に畑を見て回りました。</p> <p>この地区は畑が整備されておらず、田んぼ後は手つかずで、荒れている所が多い状況でしたが、本人が切り開いて農業をしたいという意欲が見られました。</p> <p>そのほかにサトウキビを2haほど耕作しており、トラクターと耕耘機を所有しており、問題ないと思われます。</p> <p>農地法第3条の調査書、第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号については、別紙のとおりでありますのでご報告いたします。</p>
事務局	<p>(竹田笠利分室長)</p> <p>渡し人について、9月19日9時45分に譲渡人に電話しました。</p> <p>譲渡人は鹿児島市に居住しており、受人とは親戚という事で、申請の内容については、土地の所在、面積及び売買金額等に間違いはないという事で確認がとれました。以上です。</p>
議長	<p>(吉会長)</p> <p>これから本案対する質疑に入ります。ご質疑はございませんか。</p>
7番	<p>(前山委員)</p> <p>自作地の半分は貸付しておりますが、また土地を取得して耕作できるのか心配になりますが、そこは聞いていないですか</p>
1番	<p>(岸田委員)</p> <p>本人はやると言っています。</p>
議長	<p>(吉会長)</p> <p>他に、ご質疑ありませんか。</p>
3番	<p>(肥後委員)</p>

今回に泉委員に調査をお願いしていただきました。

今月の3日受人が私の所に来られまして話を伺っております、渡し人と受人は従兄弟であります。渡し人は耕作できないから、島に居る受人に耕作してもらえないかという事でこの話があったと話を伺いました。

農業への意欲は感じられました。この件については問題ないと思われま
す。よろしく申し上げます。

7番

(前山委員)

本人の意欲はあると分かりましたが、自作地はないのですか。
空欄になっています。

3番

(肥後委員)

本人は以前からサトウキビを作っており、面積もあると思います。

事務局

(用稲局長)

本人名義の土地はありませんが、利用権設定を行ってない土地でサトウキ
ビを栽培しており、面積には上がっていません。

3番

(肥後委員)

現在利用している土地の利用権設定をするようお願いしたいと思
います。

議長

(吉会長)

他にご質疑はございませんか

(「なし」の声あり)

質疑がないようですのでこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第50号農地法第3条の規定による許可申請については、許可するこ
とに賛成の方の挙手を求めます

(全員挙手)

よって議案第50号農地法第3条の規定による許可申請については審議の
結果、これを認めることに決定いたしました。

日程第 4

議案第 5 1 号農地法第 4 条の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局に議案の朗読と農地区分の報告を求めます。

事務局

(用稲局長)

38 ページ. NO. 4 につきましては、貸し駐車場としての転用目的の申請でございます。

申請地は名瀬浦上の日の出環境開発手前に位置します。1 筆で 1 0 6 4 m² です。

申請地は国道 5 8 号線と工場等に囲まれており、農振農用地区域内の小集団で生産性の低い農地であるため、農地区分は第 2 種農地と判断されます。

以上 1 件でございます。

議長

(吉会長)

それでは、順次申請人及び土地の順に担当調査委員による調査意見の報告を求めます

1 1 番

(中山委員)

9 月の 2 2 日の 3 時頃申電話で確認し申請人宅で直接話を伺いました。

今回の申請は農地法を知らずに駐車場として利用していたので、始末書を添えて申請したものであります。

申請地は資材置き場や駐車場として利用したいとのことであります。

7 番

(前山委員)

NO. 4 について調査報告いたします。

9 月 2 1 日土曜日現地を確認しました。現在駐車場としてすでに利用されております。始末書に書かれてあるとおりでございます。

私が農業委員になった頃はすでに現在のような状態になっていましたので雑種地だと思っていました。以前から申請者には申請するようにと伝えていましたが、今回申請されてほっとしているところでございます。

議長

(吉会長)

それでは本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第51号農地法第4条による許可申請については、許可することに賛成の方は挙手を求めます。

(全員挙手)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第51号農地法第4条の規定による許可申請については、審議の結果これを許可することに決定いたしました。

日程第5

議案第52号農地法第5条の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局に議案の朗読と農地区分の報告を求めます。

事務局

(用稲局長)

48ページ、NO.22につきましては、売買による所有権の移転で、転用目的は資材置き場としての申請でございます。

申請地は名瀬小宿の運動公園を過ぎた場所に位置します。3筆で1212㎡です。

申請地は道路と河川に囲まれており、農振農用地区域内の小集団で生産性の低い農地であるため、農地区分は第2種農地と判断されます。

57ページ、NO.23につきましては、売買による所有権の移転で、転用目的は駐車場としての申請でございます。

申請地は喜瀬集落の海岸沿いに位置します。1筆で493㎡です。

申請地は海岸と道路に囲まれており、農振農用地区域内の小集団で生産性の低い農地であるため、農地区分は第2種農地と判断されます。

以上2件でございます。

議長

(吉会長)

それでは、順次申請人及び土地の順に担当調査委員による調査意見の報告

<p>1 1 番</p>	<p>を求めます</p> <p>(中山委員)</p> <p>NO. 2 2 について調査報告を致します。</p> <p>9 月 2 3 日 8 時半に電話しまして、受人と事務所で直接面談いたしました。申請内容についてお聞きしました。利用目的としては問題ないと判断いたしました。申請の内容も間違いないという事でございます。以上です。</p>
<p>6 番</p>	<p>(西委員)</p> <p>NO. 2 2 について、渡し人が 4 名いらっしゃいます。4 名の内 3 名について調査を行いました。一人目は 9 月 2 2 日午後 5 時頃渡し人に自宅で聞き取り調査を行い、申請の内容については間違いないという事でした。2 人目は入院中で奥様に確認をとったところを申請書とおりに間違いないという事です。3 人目は自宅で聞き取り調査をしました。</p> <p>土地の地番、面積、対価等申請書とおりに間違いないという事でした。</p> <p>次ぎに土地について、9 月 2 2 日午後 4 時頃現地を確認しました。</p> <p>3 箇所とも草が覆い繁っていました。渡し人の 1 人の方が 2. 3 年前までは果樹、野菜等を栽培していましたが、体調を悪くしてから管理をされていないという状況でございます。</p> <p>第 2 項第 1 号、第 2 項第 4 号、第 2 項第 7 号については、別紙のとおりでありますのでご報告いたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>(用稲局長)</p> <p>NO. 2 2 について、9 月 2 3 日 9 時 2 0 分に譲渡人の 4 名の方の 1 名の方が神奈川県にお住まいですので電話にて確認しました。</p> <p>譲渡人の住所の確認、移転する土地の所在、対価等を確認し、申請書の内容は間違いないとの事で確認いたしました。</p> <p>委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>(竹田笠利分室長)</p> <p>NO. 2 3 について 9 月 2 4 日火曜日 1 1 時、現地にて申請内容の確認を行いました。申請内容は貸店舗という事でございます。店舗に付随する駐車場と倉庫であると確認いたしました。</p>

8 番

(前田委員)

NO. 2 3 の渡し人と土地について調査しましたので報告します。

9 月 2 0 日午後 3 時に渡し人の自宅において、渡し人の長男立ち会いの下、申請書に基づき内容の確認をいたしました。

記載内容には間違いのないとの事でありました。

土地につきまして同日午後 3 時 2 0 分頃、長男の案内で現地を確認しました。平成 2 8 年まではサトウキビを栽培し、その後は休耕で所々サトウキビが生えている状態であります。

申請地は海岸の側で、護岸が崩れておりましたけど、新しい護岸が築かれております。委員の皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議長

(吉会長)

それでは本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第 5 2 号農地法第 5 条による許可申請については、許可することに賛成の方は挙手を求めます。

(全員挙手)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 5 2 号農地法第 5 条の規定による許可申請については、審議の結果これを許可することに決定いたしました。

(議長交代)

議長

(榮会長代理)

日程第 6

議案第 5 3 号 非農地の認定について、を議題といたしますが、本案には NO. 7 に会長の調査報告案件が含まれておりますので、先に NO. 7 を議題といたします。

<p>事務局</p>	<p>事務局に議案の朗読及び説明を求めます。</p> <p>(用稲局長)</p> <p>(事務局の朗読及び説明)</p> <p>80ページ、No.7につきましては、願い出人は笠利町にお住まいで申請地は笠利町の笠利の尾濱で2910㎡です。</p> <p>平成19年頃から休耕地になっており、現況が山林化しており耕作には非常に困難なことから農地として利用出来ないため証明願でございます。申請地は83ページにありますように海岸沿いになります。</p> <p>詳しくは担当調査委員の報告があると思いますのでよろしくお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>(榮会長代理)</p> <p>それでは本案に対する担当調査委員による調査意見の報告を求めます。</p>
<p>13番</p>	<p>(吉委員)</p> <p>NO.7について調査報告いたします。</p> <p>9月14日に申請人とお会いして話を聞きました。申請人は体調を壊して作業ができなくなり、申請地は海岸沿いで塩害の被害もあり砂地のため農作物が生育しづらく約、10年ほど耕作されていない状況であることから非農地の認定申請をしたとの事です。</p> <p>9月17日に笠利分室長の同行で現地の確認をいたしました。</p> <p>海岸の砂浜の横で、アダンの木が境界になった砂地の畑で農業には向かない環境だと思われまます。そのため非農地の認定は仕方がないものと考えます。</p>
<p>議長</p>	<p>(榮会長代理)</p> <p>これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>議案第53号非農地の認定NO.7については、これを認めることにご異議ございませんか。異議がなければ挙手をお願いいたします。</p>

(「全員」挙手)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号非農地の認定NO.7については、審議の結果これを認めることに決定いたしました。

(議長交代)

議長

(吉会長)

引き続き、非農地の認定NO.6.8.9を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明を求めます。

事務局

(用稲局長)

(事務局の朗読及び説明)

68ページをお開き下さいNo.6につきましては、願い出人が兵庫県にお住まいですが、委任状が提出されています。

申請地は笠利町の和野になります昭和40年頃から休耕地になっており、現況が山林化しており耕作には非常に困難なことから農地として利用出来ないため証明願でございます。申請地は笠利町和野の5筆869㎡です。

88ページ、No.8につきましては、願い出人は名瀬平田町にお住まいで申請地は崎原のヨネ作2493㎡です。

昭和40年頃から休耕地になっており、現況が山林化しており耕作には非常に困難なことから農地として利用出来ないため証明願でございます。

91ページ、No.9につきましては、願い出人は東京都にお住まいで申請地は万屋の下山田1筆168㎡です。

平成18年頃から休耕地になっており、耕作には非常に困難なことから農地として利用出来ないため証明願でございます。空港入り口に位置します。詳しくは担当調査委員の報告があると思いますのでよろしくお願いいたします。

議長

(吉会長)

それでは本案に対する担当調査委員による調査意見の報告を求めます。

事務局	<p>(竹田笠利分室長)</p> <p>NO. 6 について報告します。</p> <p>申請内容につきましましては、間違いありませんという事でした。</p> <p>現地につきましましては原野化されている状況です。一部地籍調査が入っているところもありまして、確定はされていないで、調査だけ入った状況の部分がありましたので、土地対策課笠利分室の担当者の確認をしております。</p>
3 番	<p>(肥後委員)</p> <p>ただいま事務局から説明がありましたように ここにある地番は、殆ど見分けがつかないものになっています。できれば耕作者がいて、土地改良事業でもできれば良いのですが、本人の希望であれば仕方ないと思います。</p>
1 4 番	<p>(濱手委員)</p> <p>NO. 8 の願い出人及び土地について調査報告を行います。</p> <p>9 月 2 1 日午前 1 1 時 3 0 分頃願い出人の自宅へ伺い直接話をお聞きしました。</p> <p>この土地は 4 0 年前から耕作されていない状態との事です。今回自分でもこの土地がどこにあるのか分からないので、司法書士事務所をお願いして本人立ち会いの下、調べてもらったとの事でした。調べてもらった結果、畑としては利用できないとの事で非農地願を提出してもらったとの事でした。</p> <p>土地について報告します。9 月 1 9 日 1 時 4 0 分頃現地に到着し、司法書士事務所の方と事務局と私の 3 人で現地を確認させていただきました。</p> <p>畑と言われる所を案内してもらいましたが、畑らしいところはなく、山林しか見えませんでした。側には川があり畑といわれる所は小さな沢になっていて、水も流れていました。とうてい畑としては利用できない状態で、非農地とするのもやむを得ないと思いました。以上報告いたします。皆様のご審議をよろしく願います。</p>
事務局	<p>(竹田分室長)</p> <p>NO. 9 について報告します。</p> <p>申請内容については間違いはないという事で確認をとっています。</p> <p>こちらの方も現地を確認しております。</p> <p>現地は木が覆い繁って原野化している状況でしたので報告します。</p>

議長

(吉会長)

これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

7番

(前山委員)

NO. 6は農振地区内の農地ですが、今後基盤整備の事業が入る見込みはないのですか。

事務局

(竹田笠利分室長)

同意がとれてない部分で事業が導入できなかったという経緯があると伺っています。

3番

(肥後委員)

そのことについて、福委員と協力して調査しましたが、この地域はどうしても事業を導入しないと農業地区として心配な点があります。地区の方に聞くと実施要望しましたが、反対者がおり導入はできなかったという事でしたが、今後土地改良事業は必要ではないかと思えます。

議長

(吉会長)

他に質疑はありませんか

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第53号非農地のNO. 6. 8. 9については、これを認めることにご異議ございませんか。異議がなければ挙手をお願いいたします。

(「全員」挙手)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第53号非農地のNO. 6. 8. 9については、審議の結果これを認めることに決定いたしました。

日程第7

議案第54号名瀬地域農用地利用集積計画（利用権設定）の決定について、を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明を求めます。

事務局

（用稲局長）

（事務局の朗読及び説明）

内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることを報告いたします。

議長

（吉会長）

これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第54号名瀬地域農用地利用集積計画（利用権設定）の決定については、許可意見と認めることにご異議がなければ挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

挙手多数でご異議なしと認めます。

よって、議案第54号名瀬地域農用地利用集積計画（利用権設定）の決定については、承認することに決定し、その旨を市長に通知いたします。

日程第8

議案第55号笠利地域農用地利用集積計画（利用権設定）の合意解約の決定について、を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明を求めます。

事務局

（竹田笠利分室長）

（事務局の朗読及び説明）

議長

（吉会長）

これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第55号笠利地域農用地利用集積計画(利用権設定)の合意解約の決定については、許可意見と認めることにご異議がなければ挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

挙手多数でご異議なしと認めます。

よって、議案第55号笠利地域農用地利用集積計画(利用権設定)の合意解約の決定については、承認することに決定し、その旨を市長に通知いたします。

日程第9

議案第56号笠利地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について、を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明を求めます。

事務局

(竹田笠利分室長)

(事務局の朗読及び説明)

内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることを報告いたします。

議長

(吉会長)

これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第56号笠利地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定については、許可意見と認めることにご異議がなければ挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

挙手多数でご異議なしと認めます。

よって、議案第56号笠利地域農用地利用集積計画（利用権設定）の決定については、承認することに決定し、その旨を市長に通知いたします。

以上で、本日用意した議事日程はすべて審議を終了いたしました。

連絡事項等があるようですから、これから協議会へ移したいと思います。

正会に戻します。

以上で、本日用意した案件は全て審議終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れ様でした。

令和 1年 9月25日

奄美市農業委員会

会長 吉 卓男

署名委員

署名委員

作成者 用稲 工巳